

立川市立第五小学校 いじめ防止基本方針 平成27年7月改訂

いじめ問題に対する基本的な考え方

学校一丸となって取り組む

- 教員の指導力の向上と組織的対応
- ・いじめ対策委員会の設置
- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・「いじめ発見チェックシート」の活用
- ・いじめ問題研修会の実施

被害の子供を守る

- 子供からの声を確実に受けとめ、子供を守り通す
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・スクールカウンセラー等による全員面接
- ・いじめ実態調査の実施
- ・被害児童に対するスクールカウンセラー等によるケア
- ・加害児童に対する組織的な指導等

周囲の子供に働きかける

- いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学級づくり
- ・弁護士等を活用した「いじめ問題授業」の実施
- ・代表委員会による取り組みへの支援

社会総がかりで取り組む

- 保護者・地域・関係機関との連携
- ・学校サポートチームの設置
- ・スクールソーシャルワーカー等を活用した家庭への働きかけ
- ・学校だよりや保護者会における啓発
- ・PTA研修会の実施
- ・登下校や地域の見守り活動の充実

未然防止

<教員の指導力の向上>

- ・いじめ防止のための教員研修会→5月、10月、1月に実施

<組織的対応>

- ・いじめ対策委員会→校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、民生児童委員、関係学年主任、学級担任等

<いじめを見て見ぬふりをしないための取組>

- ・いじめに関する授業(道徳・特別活動)→各学期始め
- ・弁護士を活用した「いじめ問題授業」→高学年対象

早期発見

<いじめの「見える化」>

- ・スクールカウンセラーや学級担任による全員面接
- ・「いじめ発見チェックシート」の活用
- ・スクールカウンセラーによるいじめ相談窓口の設置

<いじめ対策委員会>

- ・児童の記録とファイリング
- ・「ふれあい月間」調査結果の分析と記録

早期対応

<いじめ対策委員会>

- ・対応方針の決定と役割分担
- ・市教育委員会への報告、関係機関への協力要請

<被害児童への対応>

- ・複数の教員等による声かけや見守り
- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによるケア

<加害児童への対応>

- ・組織を生かした指導等
- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによるケア

<いじめを告発した児童への対応>

- ・加害児童からの仕返し等を防ぐための安全策の確保
- ・複数の教員等による声かけや見守り

<保護者・地域との連携>

- ・いじめ対策保護者会の開催
- ・PTAとの連携

重大事態への対処

<被害児童の保護とケア>

- ・複数の教員等によるマンツーマンのケア
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・ソーシャルワーカーによる被害児童家庭への働きかけ

<加害児童への働きかけ>

- ・被害児童との隔離等→別室指導等
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・ソーシャルワーカーによる加害児童家庭への働きかけ
- ・懲戒や出席停止措置

<関係機関との連携>

- ・教育委員会への報告
- ・外部関係機関(警察、児童相談所、民生児童委員、教育委員会等)への支援要請
- ・都教委「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

<保護者・地域との連携>

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・PTAとの連携
- ・民生児童委員との連携

<いじめ防止対策推進法に基づく対応>

- ・第28条→重大事態調査委員会の設置
- ・第30条→地方公共団体の長による再調査

第五小学校 いじめ防止の理念

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものである。とりわけ、子供の尊い命が失われるようなことは決してあってはならない。私たちはいじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るといふ認識を常にもち、いじめ撲滅に全力で取り組む。

いじめ撲滅三原則

- するを許さず
- されるを責めず
- いじめに第三者なし